30 日獣発第 126 号
平成 30 年 7 月 25 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、平成 30 年 7 月 2 日付け 30 消安第 1181 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等が一部改正され、L-カルニチンが豚の飼料添加物として指定されたことを通知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　福田
TEL　03－3475－1601

30消安第1181号
平成30年７月２日

公益社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙１のとおり本日付けで公布されましたので御承知願います。また、下記事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

記

L-カルニチンは、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的とし、種豚用飼料に添加する飼料添加物として指定されました。妊娠期の豚及び授乳期の豚に給与することで、子豚の生育が良くなる効果が期待されます。

なお、本改正の概要については、別紙２を御参照ください。

公益社団法人日本獣医師会
受付
30.7.-3
第194号

平成３０年７月２日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1　改正の趣旨

（１）飼料添加物は、飼料安全法※1第３条第１項に基づき、省令※2において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。

（２）今般、L-カルニチンを飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めるため、省令・告示の一部を改正することになりました。

2　改正の概要

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料一般の基準として種豚を対象と定め、飼料添加物の規格・基準（含量や不純物等の規定）を設定しました。

L-カルニチンに関する告示及び省令の改正は、平成 30 年７月２日から、施行されます。

※1　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）

2　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）

担当：　畜水産安全管理課
飼料安全基準班　飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111（内線:4546）

（参考１）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成30年７月２日付け30消安第1181号農林水産省消費・安全局長通知）の送付先

各都道府県知事
各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長
公益社団法人　畜産技術協会会長
一般財団法人　食品環境検査協会理事長
一般財団法人　日本穀物検定協会会長
公益財団法人　日本肥糧検定協会理事長
一般財団法人　日本食品検査協会理事長
一般社団法人　全国肉用牛振興基金協会会長
公益社団法人　全国農業共済協会会長
一般社団法人　日本養豚協会会長
一般社団法人　全国酪農協会会長
公益社団法人　中央畜産会会長
一般社団法人　中央酪農会議会長
公益社団法人　日本フィッシュ・ミール協会理事長
一般社団法人　日本家畜輸出入協議会理事長
一般社団法人　日本科学飼料協会理事長
公益社団法人　日本獣医学会会長
公益社団法人　日本獣医師会会長
一般社団法人　日本種鶏孵卵協会会長
一般社団法人　日本食鳥協会会長
一般社団法人　日本畜産副産物協会会長
一般社団法人　日本養魚飼料協会理事長
一般社団法人　日本養鶏協会会長
公益社団法人　日本動物用医薬品協会理事長
一般社団法人　全国動物薬品器材協会理事長
全国鮎養殖漁業組合連合会会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国飼料卸協同組合理事長
全国肉牛事業協同組合理事長
国立研究開発法人　水産総合研究センター理事長
国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構理事長
独立行政法人　農畜産業振興機構理事長
独立行政法人　家畜改良センター理事長
一般財団法人　生物科学安全研究所理事長
全国鶏卵販売農業協同組合連合会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国畜産農業協同組合連合会会長
全国内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
全国肉用牛経営者会議会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会会長
全国養鶏経営者会議会長
全国養鯉振興協議会会長
全国養鱒振興協会会長
全国酪農業協同組合連合会会長
日本観賞魚振興会会長
日本養鰻漁業協同組合連合会代表理事会長
日本養鶏農業協同組合連合会会長
協同組合日本飼料工業会会長
飼料輸出入協議会理事長
全日本鹿協会会長
全国油脂事業協同組合連合会会長
公益社団法人　日本食肉市場卸売協会会長
一般社団法人　日本食肉加工協会理事長
社団法人　全国食肉買参協会会長
全国食肉センター協議会理事長
日本エキス調味料協会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
一般社団法人　全国海水養魚協会会長
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合会長
全国飼料輸入協議会会長
一般財団法人　日本食品分析センター理事長
一般社団法人　家畜改良事業団理事長
公益社団法人　配合飼料供給安定機構理事長
公益財団法人　日本食肉流通センター理事長
公益財団法人　日本食肉生産技術開発センター理事長

（別紙１）

○農林水産省告示第千五百四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　L―アスコルビン酸、L―アスコルビン酸カルシウム、L―アスコルビン酸ナトリウム、L―アスコルビン酸―2―リン酸エステルナトリウムカルシウム、L―アスコルビン酸―2―リン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、β―アポ―8'―カロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、L―アラニン、L―アルギニン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸L―リジン、L―カルニチン、β―カロチン、カンタキサンチン、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、L―グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dl―α―トコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2―デアミノ―2―ヒドロキシメチオニン、L―トリプトファン、L―トリプトファン、L―トレオニン、L―トレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、L―バリン、D―パントテン酸カルシウム、L―パントテン酸カルシウム、d―ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD_3油、ビタミンE粉末、25―ヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、L―メチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、D―メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、	二　L―アスコルビン酸、L―アスコルビン酸カルシウム、L―アスコルビン酸ナトリウム、L―アスコルビン酸―2―リン酸エステルナトリウムカルシウム、L―アスコルビン酸―2―リン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、β―アポ―8'―カロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、L―アラニン、L―アルギニン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸L―リジン、β―カロチン、カンタキサンチン、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、L―グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dl―α―トコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2―デアミノ―2―ヒドロキシメチオニン、L―トリプトファン、L―トレオニン、L―トレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、L―バリン、D―パントテン酸カルシウム、d―ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD_3油、ビタミンE粉末、25―ヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、L―メチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、D―メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、

硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マンガン、硫酸Ｌ―リジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤	硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マンガン、硫酸Ｌ―リジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　齋藤　健

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　飼料一般の成分規格 ア～ウ　（略） 注 １　対象飼料とは、次のものをいう。 鶏（ブロイラーを除く。）用・ブロイラー用　（略） 豚用　ほ乳期用　体重がおおむね30kg以内の豚用飼料 子豚期用　体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚（種豚育成中（体重がおおむね60kgを超え120kg以内のものに限る。以下同じ。）のものを除く。）用飼料 牛用　（略） ２　（略） エ～ツ　（略） ⑵　飼料一般の製造の方法の基準 ア～ソ　（略） タ　Ｌ－カルニチンは、種豚（体重がおおむね120kgを超えたものに限る。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ⑶・⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ｱ)～(ｴ)　（略） (ｵ)　(1)のウに掲げる表、(1)のキの(ｱ)、ケの(ｱ)及びコの(ｱ)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからタまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (ｶ)～(ｻ)　（略）	別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　飼料一般の成分規格 ア～ウ　（略） 注 １　対象飼料とは、次のものをいう。 鶏（ブロイラーを除く。）用・ブロイラー用　（略） 豚用　ほ乳期用　体重がおおむね30kg以内の豚用飼料 子豚期用　体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）用飼料 牛用　（略） ２　（略） エ～ツ　（略） ⑵　飼料一般の製造の方法の基準 ア～ソ　（略） （新設） ⑶・⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ｱ)～(ｴ)　（略） (ｵ)　(1)のウに掲げる表、(1)のキの(ｱ)、ケの(ｱ)及びコの(ｱ)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (ｶ)～(ｻ)　（略）

2～5　（略）	2～5　（略）
別表第２（第２条関係）	別表第２（第２条関係）
１～６　（略）	１～６　（略）
７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定	７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4) 標準液	(4) 標準液
（略）	（略）
塩酸ジメチルアミン標準液　（略）	塩酸ジメチルアミン標準液　（略）
カリウム標準液　塩化カリウム〔特級〕を400～500℃で40～50分間乾燥した後、デシケーター（シリカゲル）で放冷し、その1.907g（1.9065～1.9074g）を量り、水を加えて溶かし、1,000mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて1,000mLとする。この溶液１mLは、カリウム（K）１mgを含む。	（新設）
カルシウム標準液　（略）	カルシウム標準液　（略）
（略）	（略）
(5)～(9)　（略）	(5)～(9)　（略）
８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準	８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準
(1)～(36)　（略）	(1)～(36)　（略）
(37) Ｌ－カルニチン	（新設）
ア　製造用原体	
（ア）　成分規格	
含量　本品は、定量するとき、換算した脱水物に対し、Ｌ－カルニチン（$C_7H_{15}NO_3$）98.0～102.0％を含む。	
物理的・科学的性質	
①　本品は、白色の粉末である。	
②　本品の水溶液（１→20）のpHは、6.5～8.5である。	
確認試験　本品につき、赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム錠剤法により赤外吸収スペクトルを測定するとき、波数3,460cm^{-1}、1,600cm^{-1}、1,479cm^{-1}、1,393cm^{-1}及び945cm^{-1}付近に主な吸収を認める。	
純度試験	

① 比旋光度　本品約10gを0.01gの桁まで量り、その数値を記録し、水に溶かし、100mLとし、この溶液の旋光度を測定するとき、$[\alpha]_D^{20}$＝－30.0～－32.0°でなければならない。

② 溶状　本品1.0g（0.95～1.04g）に水10mLを加えて溶かすとき、その溶液は、無色で、澄明でなければならない。

③ 塩化物　本品5.0g（4.95～5.04g）を量り、塩化物試験法により試料溶液を調整し、0.01mol/L塩酸2.80mLを用いて比較液を調整して塩化物の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.02%以下）。

④ 硫酸塩　本品5.0g（4.95～5.04g）を量り、硫酸塩試験法により試料溶液を調整し、0.005mol/L硫酸3.10mLを用いて比較液を調整し、硫酸塩の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.03%以下）。

⑤ 鉛　本品5.0g（4.95～5.04g）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第１法）により鉛の試験を行うとき、その量は、１μg/g以下でなければならない。このとき、鉛標準液は、0.5mLを全量ピペットを用いて量り、10mLの全量フラスコに入れ、硝酸（１→150）を標線まで加えて10mLとし、標準液とする。

⑥ カリウム　本品5.0g（4.95～5.04g）を白金製のるつぼに量り、穏やかに加熱して炭化させた後、500℃以下で加熱して灰化する。残留物を少量の水で100mLのトールビーカーに移し、塩酸10mLを徐々に加え、数分間煮沸した後放冷する。この液を水で250mLの全量フラスコに移し、水を標線まで加え、ろ紙でろ過する。このろ液50mLを全量ピペットを用いて100mLの全量フラスコに入れる。更に干渉抑制剤液10mLを加え、水を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とし、原子吸光光度法（フレーム方式）により試験を行う。

同時に、塩酸10mLを250mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて250mLとする。この液50mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れる。更

に干渉抑制剤液10mLを加え、水を標線まで加えて100mLとし、この液を用いて空試験を行い補正する。

別に、カリウム標準液２mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れる。更に干渉抑制剤液10mLを加え、水を標線まで加えて100mLとし、標準液とする。

試料溶液及び標準液につき、光源としてカリウム測定用中空陰極ランプを、可燃性ガスとしてアセチレンを、支燃性ガスとして空気をそれぞれ用い、波長766.5nmで吸光度を測定するとき、試料溶液の吸光度は、標準液の吸光度以下でなければならない（0.2%以下）。

干渉抑制剤液の調製　炭酸カルシウム〔特級〕（$CaCO_3$）12.5g（12.45～12.54g）を量ってビーカーに入れ、少量の水を加え、更に塩酸105mLを徐々に加える。この液を煮沸した後放冷し、水を加えて1,000mLとする。

⑦　ナトリウム　⑤で得た試料溶液につき、原子吸光光度法（フレーム方式）により試験を行う。⑤と同様に空試験を行い補正する。別に、ナトリウム標準液１mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加え、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、光源としてナトリウム測定用中空陰極ランプを、可燃性ガスとしてアセチレンを、支燃性ガスとして空気をそれぞれ用い、波長589.0nmで吸光度を測定するとき、試料溶液の吸光度は、標準液の吸光度以下でなければならない（0.1%以下）。

水分　4.0%以下（直接滴定）

強熱残分　0.1%以下（１g）

定量法　本品約3.0gを0.001gの桁まで量り、その数値を記録し、アセトン40mL及び水20mLを加えて溶かし、１mol/L塩酸で滴定する（電位差滴定法）。同様の方法により空試験を行い補正する。

１mol/L塩酸１mL＝161.20mg$C_7H_{15}NO_3$

（イ）　保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

イ　製剤

(ア)　成分規格 本品は、Ｌ－カルニチン製造用原体に、含水無晶形酸化ケイ素を混和した粉末である。 含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当するＬ－カルニチン（$C_7H_{15}NO_3$）を含む。 確認試験　Ｌ－カルニチン製造用原体の確認試験を準用する。 定量法　Ｌ－カルニチン製造用原体の定量法を準用する。 (イ)　保存の方法の基準 Ｌ－カルニチン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。	
(38)～(158)　(略)	(37)～(157)　(略)

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千五百五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

１　（略）

２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量

（略）

フィターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の（138）フィターゼ（その１）	（略）
同（138）フィターゼ（その２の（１））	（略）
同（138）フィターゼ（その２の（２））	（略）

３・４　（略）

改正前

第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

１　（略）

２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量

（略）

フィターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の（137）フィターゼ（その１）	（略）
同（137）フィターゼ（その２の（１））	（略）
同（137）フィターゼ（その２の（２））	（略）

３・４　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

（別紙２）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について（概要）

１　改正の趣旨

（１）飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第２条第３項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年７月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第３条第１項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第２項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

（２）今般、L-カルニチン（注）について新規に飼料添加物として指定するとともに、その成分規格等を設定することについて、法第２条第３項及び法第３条第２項の規定に基づき、農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たことから、告示及び省令の一部を改正することとする。

（注）L-カルニチン

飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的とした、種豚用飼料に添加する物質である。

２　改正の概要

（１）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部改正

L-カルニチンを飼料添加物として指定する。

（２）飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正

L-カルニチンについて、飼料添加物の成分規格等を設定する。

３　施行期日

公布の日